

栄養教諭の教員免許申請方法（フローチャート）

申請する根拠法令
をご確認ください

教員経験を使用しない

現職の学校栄養職員で
その経験を使用する

教員経験を使用する

大学等で所定の単位を修得して卒業し、栄養士・管理栄養士免許を所持している。
(大学等で幼・小・中・高・栄のいずれかの教員免許を取得し、その際の単位を流用する場合も含む。)

栄養士・管理栄養士免許取得後、学校栄養職員としての勤務経験が3年以上ある

栄養教諭の教員免許取得後、栄養教諭としての勤務経験をもとに上級免許を申請

根拠法令

5条別表2の2

附則第17項

6条別表6の2